

事務連絡  
令和4年1月4日

関係団体各位

国土交通省海事局船舶産業課

産業標準化法第42条第1項の規定に基づく認証機関の登録の更新について

標記について、国土交通大臣より、下記の通り令和3年12月26日付けで産業標準化法に基づく認証機関の登録を更新したので、通知します。

記

1. 登録年月日及び登録番号  
平成17年12月26日 MLIT01
2. 登録更新年月日  
令和3年12月26日
3. 登録を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
一般財団法人日本舶用品検定協会  
東京都千代田区紀尾井町3番32号  
会長 丸山 研一
4. 登録を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分  
F（船舶）
5. 登録を受けた者が認証を行う区域  
日本国、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、  
フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国
6. 登録を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地  
一般財団法人日本舶用品検定協会  
東京都千代田区紀尾井町3番32号

以上